

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県観光文化・スポーツ部富士山世界遺産センター
契約締結年月日	令和5年2月3日
契約者名	株式会社乃村工藝社
契約名	山梨県立富士山世界遺産センター南館「富士山センゲン」 機器更新業務委託
契約金額 (税込み)	2,014,172円
随意契約理由	<p>本業務は、当センター南館の展示「富士山センゲン」の機器の故障・老朽化に伴い、機器の更新・データ移行等の設定を行うものである。</p> <p>本業務の実施には、「富士山センゲン」を設計・施工し、独自のプログラム等演出について保守を行っている株式会社乃村工藝社の技術が必要であり、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>また、当該機器更新は、株式会社乃村工藝社のみが行える業務であり、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>山梨県財務規則第137条第3項</p>